

建設コンサルタント・測量・調査業務等入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧(県内営業所用)

	提出書類(☆以外の様式は建設業・契約管理課ホームページからダウンロードしてください)	建設コンサルタント業者	地質調査業者	補償コンサルタント業者	測量業者	建築設計業者	その他業者
①☆	一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書 (「e古都なら」から出力) (様式1-1) <提出部数2部(うち1部写し可)>	○	○	○	○	○	○
②	委任状(営業所等の代表者に契約締結等の権限を委任する場合) 任意の形式で可。ただし、入札、契約締結、代金受領の委任については必ず記載してください。委任者、受任者双方の印(委任者は様式1-1に押した印と同じもの)が押してください。	○	○	○	○	○	○
③	登録証明書等(登録(登録の更新)を認める旨の各地方整備局等発行の通知)の写し(5年以内のもの) その他業者は、計量証明、土地家屋調査、不動産鑑定業務を登録する場合のみ必要。 ※現況報告書及び財務に関する報告書で最新の登録年月日が確認できない場合は、登録証明書等の写しを提出してください	※ -	※ -	※ -	※ -	○	△
④	一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(様式1-2)	○	○	○	○	○	○
⑤	所得税、法人税又は消費税の確定申告書(写し)(売上総額が確認できるもの) 上記④様式1-2の「③直前1年度分決算」欄記載の決算にかかる所得税、法人税又は消費税の確定申告書様式(添付書類は不要)の写 ※ただし、確定申告書様式記載の収入金額(所得税)、所得金額(法人税)又は課税標準額(消費税)が様式1-2の「③直前1年度分決算」の合計額欄記載の金額を下回る場合は確定申告書に添付された損益計算書等合計額欄記載の金額の根拠となる書類を併せて提出してください。	○	○	○	○	○	○
⑥	雇用保険の加入が確認できる書類(直近の労働保険料領収書等)の写し 及び健康保険と厚生年金保険の加入が確認できる書類(直近の社会保険料領収書等)の写し ※健康保険組合や国民健康保険組合等に加入の方は当該組合が発行する書類(健康保険)と日本年金機構が発行する書類(厚生年金)の両方が必要。 (法令で適用が除外されている場合は提出不要)	△	△	△	△	△	△
⑦	社会保険等適用除外誓約書(様式2) (雇用保険、健康保険、厚生年金保険のいずれか1つでも法令で適用が除外されている場合は提出要)	△	△	△	△	△	△
⑧	県税に滞納がない証明書の原本(発行後3ヶ月以内のもの) (未納がない証明書でも可) 本人以外が証明書を交付請求する場合には委任欄への記載が必要。	○	○	○	○	○	○
⑨	消費税及び地方消費税に未納がない証明書(発行後3ヶ月以内のもの) (国税通則法施行規則別紙様式第8号様式その3、様式その3の2、その3の3も可。免税業者も要提出。写し可。) 本人以外が交付請求する場合は、「委任状」が必要。	○	○	○	○	○	○
⑩	営業所一覧表(様式3)	-	-	-	○	○	○
⑪	技術者経歴書(様式4)	-	-	-	○	○	○
⑫	測量等実績調書(様式5)	-	-	-	○	○	○
⑬☆	建設コンサルタント等にかかる直前1年の事業収入額(様式6) (「e古都なら」から出力)	○	○	○	○	○	○
⑭	現況報告書の写し(国土交通省の受付印のあるもの。注記表を含みます。直近1年分)	○	○	○	-	-	-
⑮	財務に関する報告書(国土交通省に提出した「測量法の第55条の8 第1項 第2項の規定に基づく書類」の写し 注記表を含みます。直近1年分)	-	-	-	○	-	-
⑯	県内営業所等の外観(商号等の看板掲示が入ったもの)及び内部の写真(電話、電気設備及び机等什器備品が入ったもの)それぞれ1枚	○	-	-	-	-	-

◇ ○及び△(該当する業者のみ。ただし、⑥と⑦はどちらか片方は必ず提出が必要)印のあるものが、提出書類となります。書類に不備がある場合は受け付けません。

◇ ①から⑯の順にクリップ又はひもで綴じてください。ファイル綴じはしないでください。

◇ 用紙のサイズは日本工業規格A4判とします。(A4より小さいものはA4サイズ用の用紙に貼付してください。)

◇ 建設コンサルタント業務等発注基準(奈良県HP掲載 <http://www.pref.nara.jp/32599.htm>)をご覧ください、入札参加資格申請に当たっては、遺漏のないよう願います。